

ソーホーかごしま入居用施設使用者募集要項

1 趣旨

創業や新たな事業展開を目指す事業者等を育成支援する施設として、鹿児島市が設置している「ソーホーかごしま」の入居用施設の使用者を募集します。

2 施設の概要等

(1) 名称

ソーホーかごしま

(2) 所在地

鹿児島市易居町1番2号 市役所みなと大通り別館6階

(3) 施設概要

ア 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

イ 入居用施設 21室 (**※今回の募集対象は5室**)

ウ その他施設 創業準備ブース、交流サロン、ワークブース、会議室、商談コーナー

(4) 使用時間・供用休止日

ア **入居用施設** 24時間使用できます。

イ 創業準備ブース 午前9時から午後7時まで

ウ 交流サロン、ワークブース 午前9時から午後7時まで

エ 会議室 午前9時から午後9時30分まで

オ 商談コーナー 24時間使用できます。

※ 供用休止日 日曜日・祝日・年末年始 (ただし入居用施設、商談コーナーは除く。)

(5) 入居用施設の設定

ア 空調設備 個別空調システム

イ 電気設備 単相100V (差込口は6口)、室内照明

ウ 電話回線 2回線まで対応可

エ インターネット回線 部屋まで引き込んであります。

オ 床荷重は300kg/m²

(6) その他設備

乗用エレベーター2基 (11人乗り、積載荷重750kg)

3 応募できる者の要件

納期の到来している鹿児島市税を完納し、次の(1)と(2)のいずれにも該当する者とします。

ただし、ソーホーかごしま条例 (平成16年条例第75号) 第5条 (使用の不許可事項) に規定する各号のいずれかに該当する者の応募は認めません。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす個人、グループ、中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人で、創業や新たな事業展開のための支援を必要とする者

ア 現在事業を営んでいない者で、新たに起業しようとする者

イ 既に創業している者で、新たに事業所を設置しようとする者

※ ここでいう中小企業者とは、中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する者です。

※ 個人、グループ、中小企業者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人の場合は、常時使用する従業員の数が5人以下で、創業後10年を経過していないこと。

(2) 主たる事務所をソーホーかごしま入居用施設としようとする者

※（参考）ソーホーかごしま条例第5条に規定する使用の不許可事項（例）

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者など）
- (2) 入居用施設等をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、入居用施設等の管理上支障があると認めるとき。

4 使用期間

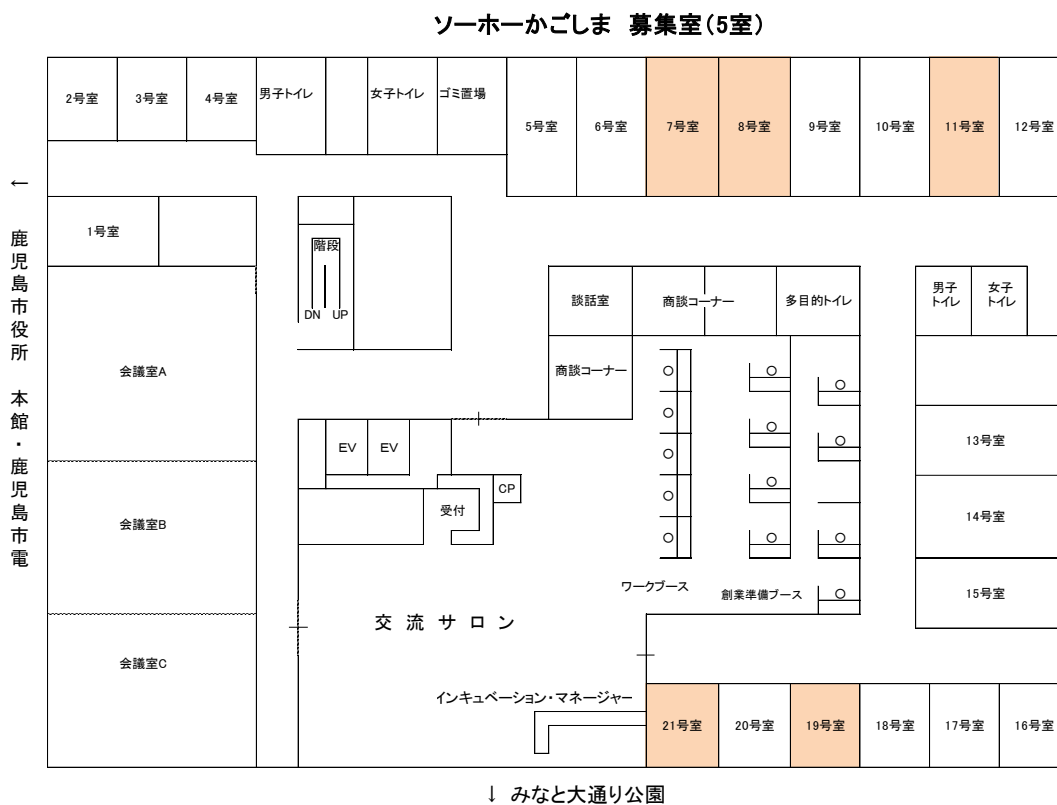
原則3年（最長5年）を超えない範囲で、審査のうえ1年ごとに使用期間を更新します。

当施設は、入居者の育成支援を行うビジネス・インキュベーター施設ですので、**入居後は、創業支援の専門家であるインキュベーション・マネージャー（IM）のサポートの下、できるだけ短期間で施設からの独立を目指して**事業活動を行っていただきます。

なお、使用期間は年度単位で、**1年目の使用期間は、使用許可を受けた日からその日の属する年度の末日まで**です。

5 使用料

今回募集の5室（網掛け部分）の月額使用料は、下表のとおりです。（納期限は前月末日）



入居室	7号室	8号室	11号室	19号室	21号室
面積(㎡)	19.36	18.84	18.42	10.98	10.98
月額使用料(円)	29,000	28,000	27,000	16,000	16,000

6 使用者の費用負担

- (1) 各入居用施設の電話の費用は、個別契約の個別負担となります。

- (2) 各入居用施設の電気料金は、個別負担となります。
- (3) 共用部分の清掃等の費用は、一部負担となります。
- (4) 入居時の敷金等の負担はありません。

7 応募方法

(1) 申込書類

次の書類を記入し、**IMと面談のうえ**、鹿児島市産業創出課へ持参または郵送してください（郵送の場合は、簡易書留によること。）。

ア ソーホーかごしま入居用施設使用申込書

イ 企業等概要書

ウ 事業計画書

エ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書

オ 法人の場合は、代表者の住民票、法人登記簿謄本（3カ月以内に取得した原本）、直近の事業年度の決算書の写し及び出資者が分かる株主名簿等（氏名、住所、生年月日の記載があるもの）の書類

個人の場合は、住民票（3カ月以内に取得した原本）及び確定申告書等の写し

グループの場合は、代表者の住民票（3カ月以内に取得した原本）及び確定申告書等の写し

（新規創業者の場合は住民票のみ）

※ア～エの用紙は、電話、電子メールでご請求いただければお送りいたします。

また、本市ホームページ（URL <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）またはビジネス・インキュベーションかごしまホームページ（URL <http://bi-kagoshima.jp/>）からダウンロードすることもできます。

（本市ホームページでは、募集期間内にサイト内検索で「ソーホーかごしま入居者募集」と検索していただくと関連するページが表示されます。）

(2) 申込受付期間及び時間

令和6年12月18日(水)から令和7年1月24日(金)まで（ただし、年末年始（12/29～1/3）・土曜日・日曜日・祝日は除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし正午から午後1時は除く。）

※郵送の場合は上記期間内の消印があるものを有効とします。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話番号 099-216-1319

E-mail san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

8 使用者の選定及び決定

使用者の選定については、新規創業者等育成支援検討委員会（以下、「委員会」という。）で審査・選定し、市長が決定します。

(1) 選定方法

応募者に対しては、IMとの個別面談を実施します。

（面談のスケジュールについては、後日、調整を行います。）

- ・第1次選定（事務局による書類選考 令和7年2月予定）
 - ・第2次選定（委員会におけるプレゼンテーション審査 令和7年2～3月に開催予定。
審査日程は、第1次選定結果を通知する際にお知らせいたします。）
- (2) 決定時期 令和7年3月下旬（予定）
- (3) 結果通知 申し込みに対する結果は、決定後速やかに文書で通知します。

9 使用許可申請

施設使用者として決定後、別途、使用許可申請書を提出していただきます。

10 使用開始時期

令和7年4月（予定）

11 その他

- (1) 「ソーホーかごしま」は、単に低賃料で事務所を提供する施設ではなく、入居者の育成支援を行うことを目的とした、ビジネス・インキュベート施設です。そのため、入居にあたっては、以下の事項に同意していただきます。
- ア 事業の展開にあたって、IMのサポートを受け入れること。
- イ IMがサポートを行う際に参考とするための資料（事業計画書、決算書等）の提出を行うこと。
- (2) 入居後、支援を行っていく上で、以下の事項に該当した場合は、退去していただくことがあります。
- ア 事業内容が、入居時に提出された事業計画書等の記載内容と、全く異なるものとなったとき。
- イ 入居許可を受けた法人が廃止となったとき。
- ウ 事業の進捗が思わしくない状況で、IMのサポートを受け入れないとき。
- エ 事業目標の達成が困難と思われるとき。
- オ 顕著な業況拡大など、支援を必要としなくなったとき。
- カ 入居用施設使用料等の納入が滞ったとき。
- (3) 個人として入居許可を受けたのち、入居期間中に法人の設立を行う場合については、同法人として入居室を使用することになるため、入居許可の承継に関する申請書等を提出していただきます。
- (4) 入居者専用の駐車場はありません（市役所来庁者用駐車場は使用できません。）。
- (5) 使用にあたっては、危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れのある使用、公序良俗に反する使用、その他ソーホーかごしま条例及び同条例施行規則の規定に違反する使用はできませんのでご了承下さい。また、入居室を含め建物内での喫煙や入居室で生物を飼育することはできません。
- (6) 提出していただいた申込用紙等は返却しませんので、予めご了承下さい。
- (7) 入居用施設内で店舗^{注1)}を営み、飲食店や小売店等として営業することはできません。
ただし、Webサイト上にて商品の販売等を行う場合や、商談を行う場合は、この限りにありません。
- (8) 退去後においても、市の行うアンケート調査等にご協力をいただきます。
- (9) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。

注1) 顧客が訪問して対面で直接的に物品やサービスを
購入したり設備を利用したりするための施設等

<申込み受付・問い合わせ先>

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課
担当：鹿島

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1319 FAX：099-216-1303

E-mail san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp